EU、製品包装容量・サイズ規制を緩和

プリュッセル・センター

2007年10月11日、2004年から協議されてきた消費者向け製品の容量およびサイズの規制 緩和に関するEU 指令が発効した。1970年代から導入されてきた製品の容量・サイズ規制を、 ワインおよび蒸留酒を除く事前包装されたすべての製品で廃止する。また、牛乳、バター、 乾燥パスタ、コーヒーに対して加盟国が独自に導入している規制については、指令発効から5年、白砂糖については6年間の猶予期間を与え、段階的に廃止することを認めた。

目 次

1	. 指令	テ策定の経緯と目的	2
2	. 指令	テの内容	4
	(1)	定義と指令の適用対象	4
	(2)	製品の自由移動の原則に則った規定	5
	(3)	規制が残る分野	5
	(4)	指令の施行と国内法整備	7

1.指令策定の経緯と目的

従来の EU の容量・サイズ規制には、これらの規制に準拠した製品の EU 域内での自由流通を 円滑にするという目的があった。1960 年代、EU (当時は欧州経済共同体 = EEC) では、同じ製 品であっても、加盟国で異なる容量サイズ規制があり、それが、加盟国間の製品の自由移動に おいて、1 つの大きな障害となっていたためである。

1975 年以降、以下の 3 つの指令により、多くの製品で、加盟国ごとの容量サイズ規制を廃止し、EU レベルで統一の容量サイズが義務化された。ただし、共同体レベルでそのような規制を課すことは、同時に、他の加盟国に輸出をしていない企業にも同様の規制が課されることへの抵抗もあった。そのため、加盟国は EU 域内輸出向け製品には EU の規制を国内で施行するが、オプションとして国内市場向け製品には国レベルで独自に規制を継続する自由が残された。

ヒトの消費に付される液体・・・理事会指令 75/106/EEC1

それ以外の液体および非液体・・・理事会指令 76/211/EEC1および理事会指令 80/232/EEC1

新指令では、以上のような経緯から EU と加盟国で並存してきた規制を簡素化し、製品を販売できる容量サイズを固定してきた古い規制を廃止するという 2 つの目的のため、これまで EU レベルおよび加盟国レベルで規定されている容量サイズ規制を、一部の例外を除き、廃止することとなった。

これにより、洗剤やペットフード、アイスクリーム、冷凍食品、低アルコール飲料、清涼飲料、ペンキ、シャンプー、ハミガキなど、EU 規制ないし加盟国で固定されてきたあらゆる消費者向け製品の容量サイズが自由化されることになる(表1参照)。近年では、消費者の好みの多様化や、核家族化の進行と単身者の増加といった世帯構成の変化、包装技術や小売販売の向上により、既存の規制はもはや現代の実情に即さないという指摘が従来からあった。

また、容量サイズを規制することによって、消費者を保護するという観点もあったが、



90 年代後半から単価表示¹、ラベル表示²、消費者向け商慣行³といった指令が導入されて包括的な消費者保護の環境が整備されたため、容量サイズ規制の中で消費者保護面を規制する必要はなくなったことを欧州委員会は指摘している。特に単価表示に関する指令では、リットル当たりやキログラム当たりの価格を表示することが義務付けられているため、異なる容量サイズの製品でも消費者は価格を比較することができるようになっており、容量サイズ自体は問題とならなくなっている。

表 1: 従来 EU レベルで容量サイズ規制があった製品の例

品目	単位	容量サイズ
バター、マーガリン、植物性(低脂肪)	g	125 - 250 - 500 - 1,000 - 1,500 - 2,000 - 2,500 - 5,000
スプレッド		
食卓塩・調理用塩	g	125 - 250 - 500 - 750 - 1,000 - 1,500 - 5,000
コメ	g	125 - 250 - 500 - 1,000 - 2,000 - 2,500 - 5,000
アイスクリーム(250 ml 超)	ml	300 - 500 - 750 - 1,000 - 1,500 - 2,000 - 2,500 - 3,000 - 4,000 - 5,000
ペンキ・ニス	ml	25 - 50 - 125 - 250 - 375 - 500 - 750 - 1,000 - 2,000 - 2,500 - 4,000 - 5,000 - 10,000
クリーニング用品:皮・靴用、オーブン	固形	25 - 50 - 75 - 100 - 150 - 200 - 250 - 375 - 500 - 750 -
用、自動車等の金属用、窓・鏡用、シミ		1,000 - 1,500 - 2,000 - 5,000 - 10,000
とり、洗濯糊・染料、殺虫剤、水垢とり、	液体・ペー	
家庭用消臭剤など	자	
	ml	
化粧品・トイレタリー製品	ml	15 - 30 - 40 - 50 - 75 - 100 - 125 - 150 - 200 - 250 - 300 - 400 - 500 - 1,000
ハミガキ	ml	25 - 50 - 75 - 100 - 125 - 150 - 200 - 250 - 300
アルコール製品:芳香剤、ヘアローショ	ml	15 - 25 - 30 - 40 - 50 - 75 - 100 - 125 - 150 - 200 - 250 -
ン、シェービングローション		300 - 400 - 500 - 750 - 1,000
液体洗剤・研磨剤	ml	125 - 250 - 500 - 750 - 1,000 - 1,250 - 1,500 - 2,000 -
		3,000 - 4,000 - 5,000 - 6,000 - 7,000 - 10,000

出所:理事会指令80/232/EEC 付則 I

_

Directive 98/6/EC of the European Parliament and of the Council of 16 February 1998 on consumer protection in the indication of the prices of products offered to consumers, 0J L 80 (18.3.1998) http://europa.eu.int/eur-lex/lex/Notice.do?val=226473:cs&lang=en&list=226474:cs,226473:cs,&pos=2&page=1&nbl=2&pgs=10&hwords=&checktexte=checkbox&visu=#texte

Directive 2005/29/EC of the European Parliament and of the Council of 11 May 2005 concerning unfair business-to-consumer commercial practices in the internal market and amending Council Directive 84/450/EEC, Directives 97/7/EC, 98/27/EC and 2002/65/EC of the European Parliament and of the Council and Regulation (EC) No 2006/2004 of the European Parliament and of the Council Practices Directive), OJ L 149 (11.6.2005) http://europa.eu.int/eur-lex/lex/Notice.do?val=401179:cs&lang=en&list=425612:cs,401179:cs,&pos

 ^{=2&}amp;page=1&nbl=2&pgs=10&hwords=&checktexte=checkbox&visu=#texte
 Directive 2000/13/EC of the European Parliament and of the Council of 20 March 2000 on the approximation of the laws of the Member States relating to the labeling, presentation and advertising of foodstuffs, OJ L 109 (6.5.2000)



2.指令の内容

新指令は、2004年10月25日に欧州委員会が採択した草案 4 を基に協議が行われてきたものだが、2007年5月10日の欧州議会(第二読会)において採択された妥協案が、欧州委員会の合意後、2007年7月16日の理事会において採択された。その後、2007年9月21日付けEU官報に欧州議会・理事会指令 2007/45/EC 5 が掲載され、同10月11日に発効に至った。

(1) 定義と指令の適用対象

本指令では、「包装済み製品 (prepacked products)」および「事前包装 (prepackages)」という言葉が使われているが、これらの定義は、従来の指令の1つである理事会指令 76/211/EEC⁶ 第2条に定義されているものと同義である (新指令第1条1に規定)。

- 「事前包装(prepackages)」とは、「製品とその製品に事前に施されている個別包装の組み合わせ」と定義されており、事前包装済みの製品全体を指す。
- また、ある製品が、購入者の目の前以外で包装され(包装の特性には拘らない)、そのパッケージが事前に決められた値の製品含有量を有し、包装を開封するか一目で分かるような改変を施さなければ容量を変えることができないものである時、これを「包装済み製品(prepacked products)」と言う(第1条2)。

なお、この指令は、今後も規制が残る品目として付則(Annex)に掲載された特定の製品(ワインおよび蒸留酒)でも EU 域外での消費を目的に免税店で販売されるものには適用されない(指令付則の詳細な内容は後述表2および表3参照)。

_

Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council laying down rules on nominal quantities for pre-packed products, repealing Council Directives 75/106/EEC and 80/232/EEC, and amending Council Directive 76/211/EEC, COM(2004) 708 final / 2004/0248(COD) (Brussels, 25.10.2004) http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2004/com2004_0708en01.pdf

Directive 2007/45/EC of the European Parliament and of the Council of 5 September 2007 laying down rules on nominal quantities for prepacked products, repealing Council Directives 75/106/EEC and 80/232/EEC, and amending Council Directive 76/211/EEC, OJ L247 (21.9.2007) http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2007/l_247/l_24720070921en00170020.pdf

Council Directive of 20 January 1976 on the approximation of the laws of the member States relating to the making-up by volume of certain prepackaged products (76/211/EEC), 0J No L 46 (21.2.1976) http://europa.eu.int/eur-lex/lex/Notice.do?val=51760:cs&lang=en&list=51760:cs,&pos=1&page=1&nbl=1&pgs=10&hwords=&checktexte=checkbox&visu=#texte



(2) 製品の自由移動の原則に則った規定

本指令は、加盟国が、パッケージの容量に関連した理由で包装済み製品の上市を拒否、禁止ないし制限することを禁じている(第2条1)。これにより、これまで EU レベルおよび加盟国レベルで規定されている容量サイズ規制(理事会指令 75/106/EEC⁷および 80/232/EEC⁸)は、本指令で対象外に規定されている品目を除き、廃止されることになる(第6条)。

ただし指令では、現在、牛乳、バター、乾燥パスタ、コーヒーに対して義務的な容量サイズ 規制を定めている加盟国が、特に製品の自由流通など EC 条約の原則を尊重しつつ、2012 年 10 月 11 日まで現行の国内規定を継続することが認められた(第2条2)。同様に、白砂糖につい ても 2013 年 10 月 11 日までの猶予期間が認められた(同)。なお、この措置は、これらの製品 に関して国内規定を持たない加盟国に対して容量サイズ規制を強いるものではない。

第2条2に規定された牛乳、バター、乾燥パスタ、コーヒーおよび白砂糖に対する措置を採用する加盟国は、2009年4月11日までに、欧州委員会に例外規定の対象となる製品分野、措置の期間、適用する義務的容量サイズ規制の内容と間隔を通知する義務がある(第9条2)。

(3) 規制が残る分野

指令の付則には、セクション 2 に EU レベルでの規制が残るワイン類および蒸留酒飲料類の 定義が掲載されている(次頁表 3 参照)。セクション 1 では、これらの品目に対し、指令で域 内流通が認められる容量サイズが掲載されている(表 2 参照)。対象となっているのは、ワイン(非発泡性)、イエローワイン、スパークリング(発泡性)ワイン、リキュールワイン、混 成ワイン、蒸留酒飲料であり、加盟国政府は、これらの製品が指令付則のセクション 1(表 2)に指定されている容量サイズで販売されるようにする義務がある(第 3 条)。

ユーロトレンド 2008.4

Council Directive of 19 December 1974 on the approximation of the laws of the Member States relating to the making-up by volume of certain prepackaged liquids (75/106/EEC), L 42 (15.2.1975) http://europa.eu.int/eur-lex/lex/Notice.do?val=45196:cs&lang=en&list=45163:cs,45196:cs,&pos=2&page=1&nbl=2&pgs=10&hwords=&checktexte=checkbox&visu=#texte

Council Directive of 15 January 1980 on the approximation of the laws of the Member States relating to the ranges of nominal quantities and nominal capacities permitted for certain prepackaged products (80/232/EEC), OJ L 51 (25.2.1980)

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/Notice.do?val=80094:cs&lang=en&list=80097:cs,80096:cs,80095:c

s,80094:cs,&pos=4&page=1&nbl=4&pgs=10&hwords=&checktexte=checkbox&visu=#texte

表 2: EU レベルで容量サイズの規制が残る製品 (指令付則セクション 1)

Still wine 非発泡性ワイン	容量 100~1,500 ml の間で、以下の 8 種類の容量のみ: 100 ml — 187 ml — 250 ml — 375 ml — 500 ml — 750 ml — 1,000 ml — 1,500 ml
Yellow wine	容量 100~1 500 ml の間で、以下の容量のみ: 620 ml
Sparkling wine	容量 125~1,500 ml の間で、以下の 5 種類の容量のみ: 125 ml — 200 ml — 375 ml — 750 ml — 1,500 ml
Liqueur wine	容量 100~1,500 ml の間で、以下の 7 種類の容量のみ: 100 ml — 200 ml — 375 ml — 500 ml — 750 ml — 1,000 ml — 1,500 ml
	容量 100~1,500 ml の間で、以下の 7 種類の容量のみ: 100 ml — 200 ml — 375 ml — 500 ml — 750 ml — 1,000 ml — 1,500 ml
Spirit drinks 蒸留酒飲料	容量 100~2,000 ml の間で、以下の 9 種類の容量のみ: 100 ml — 200 ml — 350 ml — 500 ml — 700 ml — 1,000 ml — 1,500 ml — 1,750 ml — 2,000 ml

出所:指令 ANNEX - RANGE OF NOMINAL QUANTITIES OF CONTENTS OF PREPACKAGES
- 1. Products sold by volume

Directive 2007/45/EC of the European Parliament and of the Council of 5 September 2007 laying down rules on nominal quantities for prepacked products, repealing Council Directives 75/106/EEC and 80/232/EEC, and amending Council Directive 76/211/EEC, OJ L247 (21.9.2007)

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2007/l 247/l 24720070921en00170020.pdf

表 3: 容量サイズの規制が継続される製品の定義(指令付則セクション2)

	Transmission in the content of the c
Still wine	ワイン市場の共通取り決めに関する <u>理事会規則(EC)No 1493/1999</u> (1999 年 5 月 17 日
非発泡性ワイン	付)第1条(2)(b)に定義されたワイン(CNコード <u>2204</u>):
	生ぶどうからできたワイン(強化ワインを含む), CNコード <u>2009</u> (発酵させておらず酒 │
	精を加えていない果汁・野菜汁)に該当しないぶどう果汁(CNコード <u>2204 30 92</u> 、 <u>2204</u>
	30 94、2204 30 96、2204 30 98 に該当するその他のぶどう果汁は除く)。
Yellow wine	上記の非発泡性ワイン(CNコード <u>2204</u>)のうち、以下の指定原産地のもので <u>理事会規</u>
イエローワイン	<u>則(EC)No 1493/1999</u> の適用に関するルールを規定した <u>欧州委員会規則(EC)No</u>
	753/2002(2002年4月29日付)の付則Iの第3点目に定義された「クラヴラン(Clavelin)」
	ボトル に入ったもの。
	「コート・デュ・ジュラ (Côtes du Jura)」「アルボワ (Arbois)」「レトワール (L'Etoile)」
	「シャトー・シャロン(Château-Chalon)」
	「クラヴラン (Clavelin)」ボトルの定義:
	(a) 容量 0.62 リットルの首の短いガラスボトルで、肩部分が幅広の円柱状でしゃが
	んだような形のもの。およその比率は、 ボトル全体の高さ÷底の直径=2.75、
	円柱状部分の高さ = 全体の高さ ÷ 2
	(b) このタイプのボトルが使用されることになっているワインとして上記4つの指
	定地域で生産されたフランス産クオリティ・ワインが指定されている。
Sparkling wine	<u>理事会規則 (EC) No 1493/1999</u> 第 1 条(2)(b)および付則 I の第 15~18 点目に定義された
発泡性ヴィン	ワイン (C Nコード 2204 10):
	15. スパークリングワイン
	16. 炭酸ガスを加えたスパークリングワイン
	17. セミスパークリングワイン
	18. 炭酸ガスを加えたセミスパークリングワイン
Liqueur wine	<u>理事会規則 (EC) No 1493/1999</u> 第 1 条(2)(b)および付則 I の第 14 点目に定義されたワイ
リキュールワイン	ン(CNコード <u>2204 21 ~ 2204 29</u>)
Aromatized wine	混成ワイン、混成ワインをベースとした飲料および飲料・カクテルの定義等一般ルールを
混成ワイン(フレ	規定する 1991 年 6 月 10 日付 <u>理事会規則 (EEC) No 1601/91</u> 第 2 条(1)(a)に定義された混
ーバード・ワイン)	成ワイン(CNコード <u>2205</u>)
	1

Spirit drinks 蒸留酒飲料

蒸留酒の定義等一般ルールを規定する 1989 年 5 月 29 日付理事会規則 EEC No 1576/89 第1条(2)に定義された蒸留酒(CNコード2208):

フレーバー付きや加糖したものなどを含む。ただし、CN コード 2203 00(モルトビール) <u>2204</u>(ワイン) <u>2205</u>(ベルモット等) <u>2206 00</u>(シードル、ペリー、蜂蜜酒等) <u>2207</u> (アルコール度80%以上の非変性エチルアルコール等)を除く。

出所:指令 ANNEX - RANGE OF NOMINAL QUANTITIES OF CONTENTS OF PREPACKAGES - 2. Products definitions

Directive 2007/45/EC of the European Parliament and of the Council of 5 September 2007 laying down rules on nominal quantities for prepacked products, repealing Council Directives 75/106/EEC and 80/232/EEC, and amending Council Directive 76/211/EEC, OJ L247 (21.9.2007) http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2007/I_247/I_24720070921en00170020.pdf

その他各関連指令および TARIC コード表より作成

なお、第3条に関して、複数の個別事前包装で1つのマルチパックが構成されている場合、 付則セクション 1 に規定された容量サイズは個々の包装済みパッケージに対して適用し(第5 条 1) 複数の個別包装で事前包装が構成されるが個別には販売されない場合は、付則セクシ ョン1に規定されている容量は事前包装全体に対して適用される(第5条2)。

(4) 指令の施行と国内法整備

本指令は 2007 年 10 月 11 日に発効しているが、第 2 条 (包装済み製品の容量サイズに関る 理由による上市制限等の禁止) 第6条(従来の容量サイズ規制に関する2つの指令の廃止) 第 7 条 (従来の容量サイズ規制指令に触れている 75/106/EEC の改正)については 2009 年 4月11日から適用が開始される(第10条)。

加盟国は 2008 年 10 月 11 日までに、同指令を国内法、規則ないし行政規定として採択・公 布し、その事実を欧州委員会に通知する義務が課せられる。また、加盟国の国内法実施期限は 2009 年 4 月 11 日となっている (第 8 条 1)。加盟国は採択した国内法の主要規定部分の法文 を欧州委員会に通達する(第8条2)。

なお、欧州委員会は 2015 年 10 月 11 日までに、またそれ以降は 10 年ごとに欧州議会、理事 会、欧州経済社会委員会に対し、本指令の適用の効果に関する報告書を提出する。その際、必 要であれば指令の改正を提案する(第9条1)。欧州委員会はまた、当該加盟国からの報告の ほか独自調査の結果を基に、第2条2の適用を監視する。特に、指令施行日以降の市場動向を 観察し、その結果を基に、第2条2の移行措置の対象となる製品の義務的容量サイズ規制を維 持して措置継続を適用するかどうか検討する(第9条3)。